

平成23年12月16日(金曜日)

議事日程第4号

平成23年12月16日(金曜日)午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第254号及び議案第255号 2件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 報告第21号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算(専決第4号)専決処分報告
- 第5. 報告第22号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(専決第3号)専決処分報告
- 第6. 議案第179号 由利本荘市暴力団排除条例の制定について
- 第7. 議案第180号 由利本荘市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 第8. 議案第181号 由利本荘市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第182号 由利本荘市由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第183号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第184号 由利本荘市五峰苑に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第185号 由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第186号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第187号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第188号 由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第189号 由利本荘市基幹集落センター条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第190号 由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第191号 由利本荘市就業改善センター条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第192号 由利本荘市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第193号 由利本荘市創作いきがいセンター条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第194号 由利本荘市矢島福祉会館条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第195号 由利本荘市働く婦人の家条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第196号 由利本荘市本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第197号 由利本荘市春の丘地域交流施設条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第198号 由利本荘市職業訓練センター条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第199号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案

- 第27. 議案第200号 由利本荘市鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第201号 由利本荘市大内多目的広場条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第202号 由利本荘市克雪管理センター条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第203号 由利本荘市本荘生活改善センター条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第204号 由利本荘市モデル木造施設条例の一部を改正する条例案
- 第32. 議案第205号 由利本荘市公民館条例の一部を改正する条例案
- 第33. 議案第206号 由利本荘市矢島歴史交流館条例の一部を改正する条例案
- 第34. 議案第207号 由利本荘市立志館条例の一部を改正する条例案
- 第35. 議案第208号 由利本荘市ポートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案
- 第36. 議案第209号 由利本荘市社会教育コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- 第37. 議案第210号 由利本荘市「紫水館」条例の一部を改正する条例案
- 第38. 議案第211号 由利本荘市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例案
- 第39. 議案第212号 由利本荘市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案
- 第40. 議案第213号 由利本荘市総合開発センター条例の一部を改正する条例案
- 第41. 議案第214号 由利本荘市地域農業総合管理施設条例の一部を改正する条例案
- 第42. 議案第215号 由利本荘市市民交流学習センター条例の一部を改正する条例案
- 第43. 議案第216号 由利本荘市野球場条例の一部を改正する条例案
- 第44. 議案第217号 由利本荘市どまらんど大内条例の一部を改正する条例案
- 第45. 議案第218号 由利本荘市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案
- 第46. 議案第219号 由利本荘市鳥海トレーニングセンター条例の一部を改正する条例案
- 第47. 議案第220号 由利本荘市武道館条例の一部を改正する条例案
- 第48. 議案第221号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案
- 第49. 議案第222号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案
- 第50. 議案第223号 由利本荘市プール条例の一部を改正する条例案
- 第51. 議案第224号 由利本荘市健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案
- 第52. 議案第225号 由利本荘市テニスコート条例の一部を改正する条例案
- 第53. 議案第226号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第54. 議案第227号 由利本荘市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第55. 議案第228号 由利本荘市郷土資料館条例の一部を改正する条例案
- 第56. 議案第229号 由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案
- 第57. 議案第230号 由利本荘市矢島キャンプ場条例を廃止する条例案
- 第58. 議案第231号 由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結について
- 第59. 議案第233号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第60. 議案第234号 由利本荘市道路線の認定について
- 第61. 議案第235号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第62. 議案第236号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第63. 議案第237号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第64．議案第238号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算(第15号)
- 第65．議案第239号 平成23年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第66．議案第240号 平成23年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第3号)
- 第67．議案第241号 平成23年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第68．議案第242号 平成23年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第69．議案第243号 平成23年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第70．議案第244号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第8号)
- 第71．議案第245号 平成23年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第72．議案第246号 平成23年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第1号)
- 第73．議案第247号 平成23年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第74．議案第248号 平成23年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第75．議案第254号 土地(岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地)の取得について
- 第76．議案第255号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算(第16号)
- 第77．陳情第7号 学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情
- 第78．陳情第9号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める意見書提出についての陳情
- 第79．陳情第10号 「介護職員待遇改善交付金の継続」を求める意見書提出についての陳情
- 第80．陳情第11号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情
- 第81．陳情第13号 東日本大震災で発生した岩手県のがれきの受け入れ拒否を求める陳情
- 第82．陳情第17号 学校図書館司書助手・補助員の配置に関する陳情
- 第83．継続審査について
- 陳情第8号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情
- 陳情第12号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情
- 陳情第14号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情
- 陳情第15号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出についての陳情
- 陳情第16号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情

継続審査中の平成22年請願第5号 後期高齢者医療制度の廃止を求める
意見書提出についての請願

本日の会議に付した事件

第1から第83までは議事日程第4号のとおり

第84．追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第9号及び第10号 2件

第85．委員会発案第9号 原子力発電所の廃止と再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書の提出について

第86．委員会発案第10号 介護職員待遇改善交付金事業の継続を求める意見書の提出について

第87．文化交流館整備特別委員会の廃止

出席議員（30人）

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩夫	3番 佐々木 隆一
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 湊 貴信
7番 高橋 信雄	8番 渡部 聖一	9番 若林 徹
10番 高橋 和子	11番 堀 友子	12番 佐藤 勇
13番 今野 晃治	14番 今野 英元	15番 渡部 専一
16番 大関 嘉一	17番 長沼 久利	18番 伊藤 順男
19番 佐藤 賢一	20番 鈴木 和夫	21番 井島 市太郎
22番 齋藤 作圓	23番 佐々木 勝二	24番 本間 明
25番 佐々木 慶治	26番 佐藤 譲司	27番 土田 与七郎
28番 佐藤 竹夫	29番 村上 亨	30番 三浦 秀雄

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 長谷部 誠	副市長 藤原 由美子
教育長 佐々田 亨三	企業管理者 藤原 秀一
企画調整部長 石川 裕	市民福祉部長 猪股 健
農林水産部長 佐藤 一喜	商工観光部長 渡部 進
建設部長 伊藤 篤	矢島総合支所長 土田 武弥
岩城総合支所長 今野 光志	由利総合支所長 三浦 貞一
大内総合支所長 伊藤 鋭一	東由利総合支所長 佐々木 喜隆
西目総合支所長 菊地 弘	鳥海総合支所長 土田 修
教育次長 佐々木 了三	消防長 伊藤 敬一
総務部政策監 阿部 太津夫	
兼財政課長	

議会事務局職員出席者

局	長	石川隆夫	次	長	佐々木	智
書	記	高橋知哉	書	記	石郷岡	孝
書	記	鈴木司	書	記	今野信	幸

午前 9時59分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（渡部功君） これより議事に入ります。

議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第254号土地（岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地）の取得について及び議案第255号一般会計補正予算（第16号）の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、予算関係1件、その他1件の計2件であります。

初めに、議案第254号土地（岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地）の取得についてであります。これは、岩城赤平地内において、2万9,129.85平方メートルの土地を8,519万6,787円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第255号由利本荘市一般会計補正予算（第16号）についてであります。このたびの補正における歳出の主な内容といたしましては、教育費において、西目高等学校の全国高等学校サッカー選手権大会出場、由利高等学校の全日本バレーボール高等学校選手権大会出場及び本荘高等学校の全国高等学校柔道選手権大会出場に対する補助金112万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ474億5,599万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、補正予算概要を御参考くださるようお願いいたします。

以上が本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

本日追加提出されました議案第254号及び議案第255号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時03分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第254号及び議案第255号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前11時30分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（渡部功君） 日程第3、これより報告第21号及び報告第22号、議案第179号から議案第231号、議案第233号から議案第248号、議案第254号及び議案第255号並びに陳情第7号から陳情第17号及び継続審査中の平成22年請願第5号の計85件を一括上程し、委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、本日追加提出された案件を含め、専決処分報告1件、条例関係8件、補正予算3件、陳情3件の計15件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第21号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款であります。これは、小友

小学校のボイラー修繕費など歳出に係る一般財源分として、繰越金を754万6,000円増額しようとするものであります。

この専決処分報告につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第181号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、行政財産の貸し付けの範囲が拡大されたことから、無償または減額貸し付けに係る規定を整備しようとするものであります。

次に、議案第182号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本年2月に策定された由利高原鉄道活性化計画を後押しするため、条例の適用期限を5年間延長し、平成29年3月31日としようとするものであります。

次に、議案第188号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案から議案第193号創作いきがいセンター条例の一部を改正する条例案までの6件の条例改正案についてであります。これは、公の施設の使用料の見直し等により、使用料の減免基準及び額を改めようとするものであります。

以上、8件の条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第238号一般会計補正予算（第15号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、9款、12款、14款から18款、20款、歳出では1款、2款、9款、14款、また地方債の変更であります。

各款の職員人件費以外の歳入歳出の主な内容について御報告申し上げます。

歳入では、1款市税において、地域経済の低迷に伴い、法人市民税を7,600万円減額するものであります。

9款地方特例交付金においては、児童手当及び子ども手当特例交付金を増額するものであります。

12款分担金及び負担金においては、子吉財産区議会議員選挙などの選挙費負担金の確定により減額するものであります。

14款国庫支出金においては、大沢川排水機場操作点検業務委託金を増額するものであります。

15款県支出金においては、地籍調査事業費補助金を増額、西目地域のマイタウンバス運行費等補助金、県議会議員選挙費委託金、経済センサス調査費委託金を減額するものであります。

16款財産収入においては、土地売払収入、物品売払収入の増額のほか、土地建物貸付収入などの減額が主なものであります。

17款寄附金においては、災害対策費寄付金を増額するものであります。

18款繰入金においては、南内越地域振興基金繰入金を増額、地域雇用創出推進基金繰入金、定住自立圏創造基金繰入金、住民生活に光をそそぐ交付金基金繰入金を減額するものであります。

20款諸収入においては、保険収入の増額であります。

歳出では、2款総務費において、西目総合支所及び第2庁舎改修費、住民基本台帳法

改正に伴うシステム改修費、内越保育園外構工事費補助金、矢島地域地籍調査事業費、減債基金積立金の増額、県議会議員一般選挙などの選挙事務費、経済センサス調査費の減額が主なものであります。

9款消防費においては、避難所用ラジオライト、発電機、投光器など防災対策費の増額が主なものであります。

14款予備費は、財源調整により増額しようとするものであります。

また、地方債補正では、道路改良事業など8事業について、起債限度額を変更しようとするものであります。

この補正予算のうち、歳出2款総務費1項総務管理費の西目総合支所及び第2庁舎改修費に係る審査の過程において、委員から、「本庁舎の耐震工事の工法の変更により執務スペースの確保は可能であり、建設部の第2庁舎への移転及び教育委員会の西目総合支所への移転の理由はなくなるのでは」との質問があり、当局からは、「本庁舎の会議室や相談室の確保、執務環境の改善、分散している建設部の集中配置、総合支所の有効活用等も考慮した上で、移転が必要であると判断した」との説明を受けたものであります。

この一般会計補正予算の当常任委員会付託分につきましては、慎重に審査した結果、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、この補正予算についての本会議での議員の質疑に対して、委員会において説明するとの答弁があったものであります。委員審査の際、耐震工事の工法変更に伴う本庁舎の活用計画等についての当局の説明が不十分であったこと、また、執務スペースの減少面積等に係る資料の提出を事前に求めていたにもかかわらず、当初、資料の提出がなかったことなどから、今後の委員会審査においては、このような重要な事業計画の変更等がある場合は特に、あらかじめ説明資料を整理の上、審査時に提出されるとともに詳細にわたる説明をしていただくよう強く要望するものであります。

次に、議案第241号情報センター特別会計補正予算（第4号）についてであります。これは、新規引き込み手数料、伝送路等電気料などを追加するものであり、その財源として、前年度繰越金、保険収入などを充当し、歳入歳出に1,076万6,000円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億8,260万円にしようとするものであります。

この情報センター特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出されました議案第255号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款であります。これは、歳出に係る一般財源として、繰越金を112万円増額しようとするものであります。

この補正予算については、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

初めに、陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、社会保障と税の一体改革による逆進性の強い消費税の増税を行わないよう国に求める意見書提出についての陳情であります。

この陳情につきましては、なお審査の要ありとし、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、東北地方太平洋沖地震により発生した福島第一原子力発電所の事故を契機に、国内の原子力発電所は期限を切って廃止し、再生可能なエネルギーによる発電の推進を国に求める意見書提出についての陳情であります。

この陳情につきましては、審査の結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、消費税増税を伴う社会保障と税の一体改革をやめることを国に求める意見書提出についての陳情であります。

この陳情につきましては、なお審査の要ありとし、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、専決処分報告1件、条例関係33件、補正予算5件、土地の取得1件、陳情8件の計48件であります。

なお、これに継続審査中の請願1件を加えました49件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第21号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款についてであります。

これは、小友小学校の暖房用ボイラーの修繕に要する経費や大平スキー場の臨時休憩所設置に係る経費を追加したものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算専決処分報告につきましては、緊急を要することから11月14日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第179号暴力団排除条例の制定についてであります。これは、暴力団の排除に関する基本理念及び施策についての必要事項を定めることにより、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穩の確保及び市民経済の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第183号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、軽度生活援助事業において、高齢者のみの世

帯等で、みずからの力で除雪作業ができない方の玄関から道路までの通路確保に係る除雪作業の費用徴収額を無料とするため、別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第194号矢島福祉会館条例の一部を改正する条例案から議案第197号春の丘地域交流施設条例の一部を改正する条例案まで、及び議案第203号本荘生活改善センター条例の一部を改正する条例案から議案第229号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案までの31件の条例改正案についてであります。これは、公の施設使用料の見直し等により、受益者負担の原則及び公平性確保の観点から、使用料の減免基準及び額を改めようとするものであります。

また、あわせて議案第221号体育館条例の一部を改正する条例案においては、本荘体育館を廃止するため、別表を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました31件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第238号一般会計補正予算（第15号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から15款、17款、18款、20款、21款と、歳出2款から4款、9款、10款についてであります。

なお、当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金は、先ほど条例の一部改正案で御説明申し上げましたとおり、除雪作業の費用徴収額を無料にすることによる軽度生活援助事業利用者負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料では、新規に契約された5名分の墓地公園等使用料の増額、利用率の減少によるポートプラザ使用料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金及び生活保護費負担金の増額、保育所運営費負担金及び消防施設整備費補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、障がい者自立支援給付費負担金及び障がい者自立支援臨時対策事業補助金の増額、保育所運営費負担金の減額が主なものであります。

17款寄附金は、「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄付金及び大内中学校生徒図書購入寄付金の追加であります。

18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の増額が主なものであります。

21款市債では、消防施設整備事業債及びスクールバス導入事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は、3項1目戸籍住民基本台帳費の減額であります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、地域支え合い体制づくり事業費補助金及び障がい者自立支援費の増額、事業費確定による敬老会開催事業費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、内越保育園改築事業費補助金及び子ども手当シス

テム改修委託に係る経費の増額、保育単価の変更による保育所入所措置委託料の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、受給世帯の増加等による扶助費の増額であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、斎場に係る燃料費の増額、応募がなかったことによる医師確保奨学資金貸付金の減額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、指定収集ごみ袋の売上見込みによる販売手数料の増額が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、耐震性貯水槽整備事業の国庫補助が2基分しか認められなかったことによる工事請負費及び額確定による消防車両購入費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、大内中学校読書推進委員会補助金の追加、額確定によるスクールバス購入費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、福島っこと秋田っこの冬期交流事業補助金の追加、鶴舞小学校のガス冷暖房に係る光熱水費の増額、児童の健康診断に係る検診手数料の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、生徒の健康診断に係る検診手数料の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の増額であります。

また、5項社会教育費においては、西目公民館シーガルの非常放送用設備の修繕に要する経費の増額、額確定による本荘図書館移転作業委託料の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、全国高校総体推進室が廃止されたことに伴う全国高校総体開催費の減額が主なものであります。

次に、議案第239号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、繰越金の追加であり、歳出では、額確定による平成22年度療養給付費等負担金精算返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ9,520万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を98億5,898万円にしようとするものであります。

次に、議案第240号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、鳥海診療所診療収入の追加であり、歳出では、鳥海診療所の職員人件費及び酸素濃縮器・人工呼吸器のリース料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ486万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億6,297万円にしようとするものであります。

次に、議案第242号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、上下水道料金繰入金の追加であり、歳出では、精査によるサービス事業費の減額、予備費の増額であり、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億5,937万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第254号土地（岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地）の取得についてであります。これは、岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地として、2万9,129.85平

方メートルを8,519万6,787円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第255号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款についてであります。

これは、全国高等学校選手権大会等に出場する市内の高等学校に対し、出場費用の一部を補助するため、全国高等学校選手権大会等出場費補助金を追加するものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情及び継続審査中の請願について御報告申し上げます。

初めに、陳情第7号学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情についてであります。これは、学校給食へ地場産野菜の活用を、食育と地産地消を一体のものとして推し進め、向上させることを求める陳情であり、趣旨については十分に理解できるものの、陳情理由において、福島県を特定して、放射能に汚染された食材が県内でも販売されていることを理由にしている点については賛同できないとの意見もあり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、当陳情につきましては、教育委員会に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決しております。

次に、陳情第10号「介護職員待遇改善交付金の継続」を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、介護職員待遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続することを求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、夜勤交代制労働者等の勤務環境改善や医師・看護師・介護職員等を大幅にふやすこと、安全・安心の医療・介護を実現することについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、継続審査とすべきとの意見もありましたが、趣旨については十分に理解できるものの、経営者側からの観点や国際労働機関（ILO）の国際基準を日本が批准していないことなどについても考慮しなくてはならないのではとの意見もあり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号東日本大震災で発生した岩手県のがれきの受け入れ拒否を求める陳情についてであります。これは、東日本大震災で発生した岩手県のがれきの受け入れを拒否することを求める陳情であり、当常任委員会では、焼却場及び最終処分場を現地調査するなど慎重に検討した結果、継続審査とすべきとの意見もありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、財源を消費税に求めない最低保障年金制度を実現することについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、採択すべきとの意見もありましたが、年金制度については不明な点が多いことから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第15号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出につい

ての陳情についてであります。これは、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、採択すべきとの意見や不採択とすべきとの意見もありましたが、今後の国の動向を見きわめる必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、基礎年金国庫負担分である3万3,000円を無年金者や3万3,000円に満たない低年金者に支給することについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、採択すべきとの意見や不採択とすべきとの意見もありましたが、年金制度については不明な点が多いことから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第17号学校図書館司書助手・補助員の配置に関する陳情についてであります。これは、学校図書館司書助手・補助員の配置について、各校の要望に最大限配慮することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当陳情につきましては、教育委員会に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決しております。

最後に、継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願につきましては、採択すべきとの意見や不採択とすべきとの意見もありましたが、後期高齢者医療制度の廃止については、国の動向をさらに見きわめる必要があるとの意見もあり、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で教育民生常任委員会の審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係7件、指定管理者の指定3件、補正予算2件の計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第184号五峰苑に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘地域赤田にある五峰苑の管理について、指定管理者制度の導入を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第185号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案であります。これは、さらなる産業振興、雇用創出を図ることを目的とし、投資額、雇用などの適用工場等となるための条件や固定資産税の課税免除などの奨励内容を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第198号職業訓練センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、公の施設使用料の見直し等に伴い、職業訓練センターと産業研修センターを一体

施設として管理するため、産業研修センターの教室等を条例別表に表記し、あわせて使用料の減免基準及び額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第199号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案、議案第200号鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案及び議案第201号大内多目的広場条例の一部を改正する条例案であります。

これらは、公の施設使用料の見直し等により、パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の使用料の減免基準及び額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第230号矢島キャンプ場条例を廃止する条例案であります。これは、公の施設の見直し計画に基づき、老朽化している当該施設の用途を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例改正案及び廃止案の計7件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、これらの改正案及び廃止案につきましては、いずれも平成24年4月1日に施行しようとするものであります。

次に、指定管理者の指定についてであります。

議案第235号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、公の施設の見直し計画により、指定管理者制度を導入予定である鶴舞温泉及び本荘公園休憩施設についての案件であります。指定管理者を公募し、6者からの応募があり、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を株式会社東北ダイケン秋田支店、指定期間を平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第236号も指定管理者の指定についてであります。

これは、来年3月31日で指定管理期間が満了となる休養宿泊施設「鳥海荘」についての案件であります。指定管理者を公募し、3者からの応募があり、同じく選定委員会の審議を経て、指定管理者をあかつき観光サービス株式会社、指定期間を平成24年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第237号も指定管理者の指定についてであります。

これは、公の施設の見直し計画により、指定管理者制度を導入予定である石脇コミュニティセンター及び温泉休養施設ふれあい交流施設についての案件であります。

この施設は、設立当初から石脇財産区より支援をいただいていること、財産区として地域コミュニティを主体として運営していきたいとの意向もあり、石脇地区の方々で出資して設立された株式会社ぱいんすば新山を指定管理者として指定し、同じく選定委員会の審議を経て、指定管理者を株式会社ぱいんすば新山、指定期間を平成24年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました指定管理者の指定3件につきましては、新たに指定管理者制度を導入する施設の現地調査を行うなど慎重に審査した結果、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

議案第238号一般会計補正予算（第15号）であります。当常任委員会に審査付託に

なりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、災害査定結果による農林水産施設災害復旧事業費分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、精査による観光施設使用料の増減額であります。

15款県支出金につきましては、事業費確定見込みによる雪害復旧支援対策事業費補助金の減額、6月の豪雨により被災した農地の復旧にかかわる緊急農村整備事業（災害復旧支援型）補助金の増額、重点品目の産地づくりの支援などを行う政策転換対応型農業支援事業費補助金の増額、道川漁港償還助成事業費補助金の増額が主なものであります。

17款寄附金につきましては、道の駅東由利植栽寄付金の追加であります。

18款繰入金につきましては、ぱいんすば新山の修繕に充当するための本荘石脇コミュニティセンター等基金繰入金の増額であります。

20款諸収入につきましては、中山間地域直接支払交付金返還金の追加や、八塩いこいの森及び湯楽里の設備等にかかわる共済金保険収入の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、災害査定結果による農地農業用施設及び林道の災害復旧事業債の減額であります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、農業者年金業務受託事業費の減額が主なものであります。

3目農業振興費では、事業費確定見込みによる農業生産施設等豪雪災害復旧事業費補助金の減額、県補助金の確定に伴う政策転換対応型農業支援事業費補助金の増額が主なものであります。

4目農業施設費は、たんぼぼ館修繕費の増額であります。

5目畜産業費は、全日本ホルスタイン共進会中止による家畜共進会運営事業費の減額、（仮称）秋田由利牛振興公社設立出資金1億円の減額であります。

この出資金に関連する公社設立につきましては、5月に秋田由利牛の振興対策を検討する秋田由利牛生産体制整備検討委員会が設置され、数回にわたり、秋田由利牛の生産、流通・販売の現状と課題や、生産拡大計画なども含め検討されたものであります。

しかし、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故による稲わら汚染問題等により、消費者の牛肉離れが進み、牛肉価格が低迷するなど畜産を取り巻く環境が著しく悪化し、共同出資を予定していたJAより、このような状況下での出資は難しいとの意向が示されたことなどから、公社設立は困難であると判断し、その方針を変更したものであります。

以上が出資金の減額の経緯等でありますが、今後については、検討委員会からの提案による畜産振興基金を積み増しし、現行の事業を維持しながら、さらに家畜購入資金、施設資金、短期運転資金などの増頭対策を行うことに加えて、流通・肥育支援体制の確立、消費拡大対策の強化など基金以外の支援も行いながら、秋田由利牛の振興を図る予定との当局の指針に対し、委員からは、これらの新たな振興策については、畜産農家が取り組みやすい制度にしていだきたい旨の要望がありました。

次に、7目農地費では、歳入15款で触れておりますが、緊急農村整備事業費（災害復旧支援型）補助金の追加が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、事業費確定に伴うナラ枯れ対策事業の委託料の減額、公有林管理費の増額が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、5目観光費では、スキー場運営特別会計繰出金の減額、地域物産館備品購入費の減額、地域おこし協力隊にかかわる事業費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、温泉施設など観光施設の運営費の増減額が主なものであります。次に、債務負担行為であります。

初めに、平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成補助金であります。これは、認定農業者などが農業経営改善を図るための資金に対する利子助成補助金であり、期間を平成23年度から28年度までの5カ年、限度額を23万9,000円として設定するものであります。

次に、平成24年度果樹産地再生支援資金利子助成補助金であります。これは、昨冬の豪雪により被害を受けた果樹農家が栽培を継続し、将来にわたる産地の維持・発展のための必要な資金に対する利子助成補助金であり、期間を平成23年度から38年度までの15カ年、限度額を62万5,000円として設定するものであります。

次に、議案第246号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、前年度繰越金が確定したことに伴い、歳入においては、一般会計繰入金金の減額と繰越金の増額、一方、歳出においては、今シーズンの営業に備えた予備費の増額であり、歳入歳出それぞれ1,413万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億7,010万円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び特別会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後になりますが、一般会計の畜産業費の減額について、震災の影響等々を考慮するものの、大型予算を執行できなかったことは憂慮すべき問題であります。また、その重要性を議会としても重く受けとめるものであります。

今後、当局におかれまして、事業の展開に当たっては、綿密な計画の策定・精査をし、議案を提出されるよう申し述べ、産業経済常任委員会の審査報告といたします。

議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告2件、条例関係4件、補正予算6件、変更契約1件、道路関係2件の計15件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告を申し上げます。

初めに、報告第21号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出6款農林水産業費であり、その内容は、集落排水事業特別会計への繰出金の増額であります。

次に、報告第22号集落排水事業特別会計補正予算（専決第3号）専決処分報告についてであります。これは、石沢第2地区農業集落排水処理施設の運転監視に係る非常用警報装置の機器修繕料を追加したものであり、歳入では、一般会計からの繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ185万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億8,513万4,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係の案件であります。

初めに、議案第180号地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてであります。これは、都市計画法の規定に基づき、都市計画区域内における地区計画等の原案の提示方法などを定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第186号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、市営住宅の建てかえ事業による由利地域滝沢館団地2棟の解体及び国道108号前杉バイパス道路改良工事に係る矢島地域小田団地4棟の解体に伴い、条例の別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第187号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、葛岡新田地区や中帳地区など大内地域の各地区における浄化槽施設の設置及び廃止に伴い、条例の別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第202号克雪管理センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、矢島、東由利、鳥海地域における克雪管理センター設置に関する条例の中で、公の施設使用料の見直し等により、施設使用料の減免基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、変更契約の案件であります。

議案第231号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてであります。これは、本年2月、第1回定例会で議決され、株式会社IHIインフラシステム東北営業所と、契約金額20億3,175万円で締結された契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、本年5月から上部工工事請負業者が実施した風洞試験の結果等を受け、由利橋の耐風対策等に係る工事として、主塔部分にデフレクター、橋げたの下部側面にフェアリング、橋げたの底部にアンダーパネル、また主塔最上部に避雷針の設置工事が追加となったことに伴い、契約金額を1億6,019万8,500円増額し、21億9,194万8,500円に変更しようとするものであります。

なお、当局より、今回の変更契約に至る経緯につきまして説明を受けておりますが、平成22年に開催された第1回由利橋技術検討委員会において、設計コンサルタントより風洞試験の実施及びデフレクター、フェアリング、アンダーパネル等の設置可否を施工時に検討する旨の提案があり、同年の第2回技術検討委員会において、上部工工事に風洞試験と詳細設計を付することとし、平成23年1月の上部工工事発注の設計書完成の際に、現場説明書の中に風洞試験及び詳細設計の項目を施工条件として明示したものであります。

それに基づき、施工業者が受注後、風洞試験を実施し、平成23年7月の第4回技術検討委員会において、試験結果及び詳細設計を検討し、デフレクター、フェアリング、アンダーパネル、避雷針を追加することが確認されたものであります。

以上、御報告申し上げました変更契約の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、道路関係の案件であります。

議案第233号市道路線の廃止について及び議案第234号市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括して報告をいたします。

これは、路線の見直しに伴い、岩城中学校線の1路線を廃止し、新たに岩城中学校線及び茂沢倉線の2路線を認定しようとするものであり、この2件の道路関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第238号一般会計補正予算（第15号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では6款、8款及び11款、継続費では8款であります。

当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の主な内容について御報告を申し上げます。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、交付額確定による社会資本整備総合交付金の減額であります。

15款県支出金では、2項県補助金において、総合交付金事業費減額に伴う秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金の減額、3項委託金において、交付額確定による土地区画整理関係事務委託金の増額であります。

21款市債では、事業費精査による道路改良事業債の増額、実績見込みによる除雪機械整備事業債の減額及び総合交付金事業費減額に伴う区画整理街路事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。6款農林水産業費では、1項8目集落排水事業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の増額であります。

8款土木費では、2項道路橋梁費において、街路灯管理整備事業費で精査による修繕料の増額、除排雪費で実績見込みによる建設機械購入費の減額、社会資本整備総合交付金事業では、実績見込みにより道路新設改良費を減額し、橋梁新設改良費において由利橋上部工工事請負費等を増額するなど事業間調整を図るほか、橋梁維持費では、橋梁撤去された二十六木橋の鋼材売り払い処分に伴う国庫支出金精算に係る償還金の追加が主なものであります。

5項都市計画費においては、総合交付金事業費減額に伴う本荘中央地区土地区画整理事業費の減額及び下水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

6項住宅費においては、矢島・岩城・由利地域の各公営住宅に係る小破修繕料の増額などあります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、実績見込みにより、委託料及び工事請負費について組み替え補正をしようとするものであります。

また、継続費補正であります。8款土木費の由利橋架替事業に係る上部工設置工事について、継続費の総額27億300万円のうち、平成22年度から24年度までの年割額を、23年度において3,500万円増額し11億2,000万円に、24年度においては3,500万円減額し11億5,900万円にそれぞれ変更をしようとするものであります。

次に、議案第243号下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、事業費確定による下水道事業費補助金及び下水道債の減額、一般会計繰入金が増額であります。

歳出では、精査による処理施設維持管理費の増額、実績見込みによる本荘及び岩城地区事業費の減額、消費税額確定に伴う中間納付分として公課費の増額及び精査による公債費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,815万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億5,138万円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第244号集落排水事業特別会計補正予算（第8号）についてであります。これは、処理施設維持管理費において、精査による施設修繕料及び汚泥処理に要する経費の増額が主なものであり、歳入では、一般会計からの繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ511万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億9,024万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第245号簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。これは、施設管理費において、精査による薬剤費や光熱水費、施設維持管理業務委託料等の増額及び浄水場水質計機器の修繕に係る組み替え補正などであり、公債費においては、補償金免除繰り上げ償還に伴う借換債との差額調整による償還元金の増額、平成23年度借入債の借入利率確定による償還金利子の減額のほか、予備費の増額が主なものであり、歳入では、前年度繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,055万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第247号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出において、子吉浄水場の薬品貯槽に係る修繕費及び路面復旧費の増額など517万7,000円を増額し、総額を13億605万7,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第248号ガス事業会計補正予算（第4号）であります。収益的支出において、大浦ガス製造所のコンプレッサーに係る修繕費100万7,000円を増額し、総額を10億1,731万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、文化交流館整備特別委員長の報告を求めます。19番佐藤賢一君。

【文化交流館整備特別委員長（佐藤賢一君）登壇】

文化交流館整備特別委員長（佐藤賢一君） 文化交流館整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

議案第238号一般会計補正予算（第15号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳出2款であります。

これは、自主事業開催に伴う駐車場整理等の賃金18万円と開館記念式典時の楽器運搬用車両の借り上げ料2万8,000円を増額するほか、夜間管理業務委託の契約締結に伴い、委託料43万円を減額するものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、今月19日に文化交流館「カダーレ」が開館を迎える予定であり、ハード部分の整備が終了したことを踏まえ、当特別委員会としては、当初の設置目的がほぼ達成されたものと判断しているところであります。

これまで特別委員会の審議運営に御協力いただいた特別委員を初めとする議員各位、事業推進のため特段の努力をなされた関係職員に心からお礼を申し上げます。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時43分 休 憩

午後 1時29分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

議長（渡部功君） 日程第4、報告第21号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第21号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第5、報告第22号集落排水事業特別会計補正予算（専決第3号）専決処分報告を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第22号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第6、議案第179号暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第7、議案第180号地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第8、議案第181号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第182号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第181号及び議案第182号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第10、議案第183号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第183号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第11、議案第184号五峰苑に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第12、議案第185号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案の2件を一

括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第184号及び議案第185号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第13、議案第186号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第187号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第186号及び議案第187号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第15、議案第188号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案から日程第56、議案第229号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案までの42件につきましては、市の施設の使用料を同一の基準に基づいて見直し、また、減免規定を統一するなどの内容で、来年4月1日から施行される条例の一部改正案であり、基本的に同様の趣旨であることが各常任委員長より報告されておりますので、これらを一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第188号から議案第229号までの42件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第57、議案第230号矢島キャンプ場条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第230号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第58、議案第231号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第231号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第59、議案第233号市道路線の廃止について及び日程第60、議案第234号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第233号及び議案第234号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第61、議案第235号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。施設名は、鶴舞温泉及び本荘公園休憩施設であります。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第235号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第62、議案第236号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。施設名は、休養宿泊施設「鳥海荘」であります。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第236号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第63、議案第237号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。施設名は、石脇コミュニティセンター及び温泉休養施設ふれあい交流施設であります。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第237号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第64、議案第238号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第238号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第65、議案第239号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第66、議案第240号診療所運営特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第239号及び議案第240号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第67、議案第241号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第241号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第68、議案第242号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第242号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第69、議案第243号下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第71、議案第245号簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第243号から議案第245号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第72、議案第246号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第246号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第73、議案第247号水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第74、議案第248号ガス事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第247号及び議案第248号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第75、議案第254号土地（岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業用地）の取得についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第254号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第76、議案第255号一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第255号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第77、陳情第7号学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第7号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第78、陳情第9号原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第79、陳情第10号「介護職員待遇改善交付金の継続」を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第80、陳情第11号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第81、陳情第13号東日本大震災で発生した岩手県のがれきの受け入れ拒否を求める陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は不採択としていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立少数であります。よって陳情第13号は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第82、陳情第17号学校図書館司書助手・補助員の配置に関する陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第17号は、採択することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第83、継続審査についてを議題といたします。

陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情、陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情、陳情第14号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての陳情、陳情第15号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書提出についての陳情、陳情第16号無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める意見書提出についての陳情及び継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願、これらの陳情5件及び請願1件の計6件につきましては、各常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これらを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号、陳情第12号、陳情第14号から陳情第16号、継続審査中の平成22年請願第5号の6件は、継続審査とすることに

決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時08分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件の意見書の提出について、並びに文化交流館整備特別委員会の廃止を日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件、並びに文化交流館整備特別委員会の廃止を日程に追加することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第84、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第85、委員会発案第9号原子力発電所の廃止と再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書の提出について及び日程第86、委員会発案第10号介護職員待遇改善交付金事業の継続を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第9号及び委員会発案第10号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第87、文化交流館整備特別委員会の廃止についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成19年5月11日の臨時会において設置されて以来、これまで名称を変更しながら、およそ4年7カ月にわたり継続設置してまいりました文化交流館整

備特別委員会につきましては、先ほどの文化交流館整備特別委員長佐藤賢一君の委員長審査報告にもありましたとおり、文化交流館「カダーレ」の施設建築工事完了に伴い、特別委員会の所期の設置目的が達成されたと思われまますので、本日をもって当該特別委員会を廃止したいと思います。

なお、今後の文化交流館の施設運営及び施設内に設置される各機関の運営、事務事業の遂行等に係る案件の審査については、それぞれ所管の常任委員会に引き継いでまいりたいと思います。

このことについて御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって文化交流館整備特別委員会は、本日をもって、発展的に廃止することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（渡部功君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成23年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時14分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 高 橋 信 雄

議 員 渡 部 聖 一